


国民健康保険税率改正について


1. 法定外繰入金の解消・削減

一般会計からの法定外繰入金は、これまで急激な保険税の上昇とならないよう被保険者の負担軽減を目的として活用してきました。一方で、国及び県の方針では、令和9年度には法定外繰入金を解消することを原則としておりますので、和光市においても、今後もこの方針に則った運用が求められているところです。また、一般会計においては、新型コロナウイルス対策などにより支出が増大しており、財政状況も非常に厳しくなっております。

 令和2年度における一般会計からの法定外繰入金2億5千万円から1億円を削減しますが、毎年度1億5千万円の法定外繰入金は維持し、被保険者の負担軽減を図ります。


2. 保険税額負担増の平準化

財政調整基金がある程度確保（令和2年度末時点、約13億円を想定）できている状況から、第2期計画（令和3年度から令和5年度）において税率改正を行わず、不足分をすべて基金からの繰入金で賄う運営を行った場合、第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）においては、基金現在高が少額になることが想定され、基金に頼ることができず、大幅な保険税率の引き上げが必要となります。

 第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）の税率改正に備え、財政調整基金を令和5年度末時点で5億円程度は確保できるよう第2期計画において税率の引き上げを行います。また、保険者努力支援制度をはじめとする公費を獲得し、収入の増加を図り基金残高の上積みに努めます。

3. 収入減等による保険税収納額の減少

コロナウイルス感染症の影響による収入減等を踏まえると、令和3年度以降の一人当たり保険税収納額は大きく減少することが見込まれます。一方で、被保険者の方の医療費については伸び続けている傾向にあり、これをもとにした県への納付金についても、増えていくことが想定されます。

 安定的、継続的な国保運営を行っていくためには、保険税収納額を確保する必要があることから、一定程度保険税率を引き上げます。一方で、保険税率の急激な上昇による被保険者の過度な負担を抑えるため、基金繰入金を活用してまいります。



一般会計からの法定外繰入金を削減しつつ、被保険者の過度な負担とならないよう、令和3年度から令和5年度の一人当たり保険税額は、現行のままで見込める一人当たり保険税額の約7%増加させ保険税収納額を確保し、不足分については、基金繰入金で賄うこととします。また、後年度の急激な保険税率の上昇を抑えるため、令和5年度末時点の残高を5億円程度は確保するとともに、公費の獲得等により、残高の上積みに努めます。